

避難退域時検査等の要員に係る被ばく線量限度について

1 国

- 原子力災害対策指針等においては、避難退域時検査等の要員に係る被ばく線量限度についての特別の規定はない。
- 同指針等においては、「法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定める」ものとし、その指標は、平時の放射線業務従事者の線量限度（例：実効線量50mSv）を参考とすることとされている。
- ※ 人命救助等緊急やむを得ない業務に従事する者に限り、緊急作業に従事する者の線量限度（例：実効線量100mSv）

2 県

- 鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、「緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とする」こととしている。
このため、本県においては、避難退域時検査等の要員に係る被ばく線量限度については、実効線量50mSvを基本としているが、「防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努める」こととしている。
- ※ 緊急作業に従事する者の線量限度（例：実効線量100mSv）

（参考）避難退域時検査場所の選定

- 原子力災害対策指針等においては、避難退域時検査の実施に当たっての特別の規定はないが、「避難退域時検査の実施場所は、可能な限りバックグラウンドの値が低い場所が望ましい」とされている。
- 本県においては、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、避難退域時検査検査場所の候補地を予め選定している。

I 原子力災害対策指針（抜粋）

第2 原子力災害事前対策

(12) 緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策

① 放射線防護に係る指標

緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）等に規定する緊急作業に従事する者について、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を超えないようにしなければならない。

これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。

【原子力災害対策指針改正にあたっての考え方の整理（防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実（令和4年3月30日，原子力規制庁）】

法律の適用を受けない者に対しては、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織等が、あるいは同組織が緊急事態応急対策の実施を要請した組織と協議して放射線防護に係る指標を定めることを基本とする。

その際、平時の放射線業務従事者の線量限度（例：実効線量50mSv）を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない業務に従事する者に限り、緊急作業に従事する者の線量限度（例：実効線量100mSv）を参考とするものとする。

※ 原子力災害対策指針等において、避難退域時検査等の要員に係る被ばく線量限度についての特別の規定はない。

第3 緊急事態応急対策

(5) 防護措置及びその他の必要な措置

⑤ 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染の実施場所については、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、住民等の円滑な避難や一時移転の妨げとならない場所が望ましく、具体的には、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの避難経路上又はその近傍の適所を選定する。

II 鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）（抜粋）

第4章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立

6 防災業務関係者の安全確保

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 放射線防護基準

緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上述の指標を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業	
実効線量		① 5年間 100 mSv ② 1年間 50 mSv ③ 3ヶ月間 5 mSv (女子) ④ 1 mSv (妊娠中の女子)	100 mSv — —	250 mSv* — —
等 価 線 量	眼の水晶体	① 5年間 100 mSv ② 1年間 50 mSv	300 mSv	
	皮膚	1年間 500 mSv	1 Sv	
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—	

※：原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び15条の事象が発生した場合

核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）

Ⅲ 鹿児島県避難退域時検査及び簡易除染実施計画（抜粋）

【避難退域時検査場所候補地位置図】

出典：川内地域の緊急時対応（内閣府）



※ 鹿児島県においては、30 km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、避難退域時検査検査場所の候補地を予め選定している。